

都市基盤施設の整備促進に関する決議

激甚化・頻発化する自然災害に屈しない強靱なまちづくりの推進とコロナ禍を踏まえた「新たな日常」に対応した、魅力と活力にあふれる安全で快適な都市の形成を目指し、都市基盤施設の総合的かつ一体的な整備を推進するため、次の事項を強く要望する。

一、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を計画的に推進するとともに、必要な当初予算・財源を確保すること

一、幹線道路ネットワークの構築と渋滞対策に必要な街路整備や、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保及び景観の形成等を図るため、低コスト手法の活用等による無電柱化事業を積極的に支援すること

一、新広域道路交通計画を踏まえ、高規格道路の指定及び重要物流道路の更なる指定と、関連する街路整備を重点的に支援すること

一、連続立体交差事業・踏切道改良計画事業等の計画的かつ円滑な事業実施に向けて、継続的に予算枠を確保するとともに、ストック効果を最大限発揮させるため、関連街路等の整備を集中的に支援すること

一、コンパクト・プラス・ネットワーク、事前防災のまちづくりの推進のため、快適な都市生活と都市経済の活性化等の実現に高い整備効果が期待される土地区画整理事業及び市街地再開発事業をより一層支援すること

一、特に、組合施行等による市街地整備事業については、事業の進捗に支障を来すことのないように必要な予算を確実に確保すること

一、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの実現に向けて、既存ストックを最大限活用した「居心地が良く歩きたくなる」空間創出にかかる事業を重点的に支援すること

安全・安心な都市基盤の整備や地域経済の活性化を推進し、将来にわたってストック効果が発揮できるよう、新たな財源を創設するとともに、令和四年度予算における都市基盤整備費の所要額を確保すること。

また、令和三年度補正予算を早期に編成すること。

令和三年十一月五日